

燃料アンモニア・サプライチェーン官民タスクフォース設置要綱

(趣旨)

第1条 令和3年2月の「燃料アンモニア導入官民協議会（第3回）（以下、「協議会」という。）」中間取りまとめでの国内需要想定（2030年に300万トン、2050年に3000万トン）を実現するため、低廉かつ安定的な燃料アンモニア・サプライチェーン構築に向けた専門的な議論を行う場として、協議会の下に「燃料アンモニア・サプライチェーン官民タスクフォース」（以下、「タスクフォース」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 タスクフォースは、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(タスクフォースの取扱い)

第3条 タスクフォースの取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は行わないこととする。
- (2) 議事次第については、会議終了後に公開する。
- (3) 配布資料及び議論の内容については、当事者又は第三者の競争上の地位の保護及び利益を確保するため、原則非公開とする。

(事務局)

第4条 タスクフォースに係る事務は、資源エネルギー庁資源・燃料部政策課が行う。